

東京都環境影響評価条例施行規則（昭和五十六年東京都規則第百三十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行												
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第七十九条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一から別表第七まで（現行のとおり）</p> <p>別表第八(第六十一条関係)</p> <p>評価書案等の提出時期</p> <table border="1" data-bbox="271 657 1077 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="271 657 658 721">対象事業の種類</th> <th data-bbox="658 657 1077 721">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="271 721 658 823">一から五まで（現行のとおり）</td> <td data-bbox="658 721 1077 823">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="271 823 658 1353">六 ガス製造所の設置又は変更</td> <td data-bbox="658 823 1077 1353">次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四条第一項の規定に基づく登録の申請、同法第七条第二項の規定に基づく変更登録の申請、同法第三十六条第一項若しくは第四十条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第四十一条第一項、第七十二条第一項若しくは第七項若しくは第八十六条第一項若しくは第三項の規</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から五まで（現行のとおり）	（現行のとおり）	六 ガス製造所の設置又は変更	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四条第一項の規定に基づく登録の申請、同法第七条第二項の規定に基づく変更登録の申請、同法第三十六条第一項若しくは第四十条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第四十一条第一項、第七十二条第一項若しくは第七項若しくは第八十六条第一項若しくは第三項の規	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第七十九条まで（略）</p> <p>別表第一から別表第七まで（略）</p> <p>別表第八(第六十一条関係)</p> <p>評価書案等の提出時期</p> <table border="1" data-bbox="1189 657 1995 1353"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 657 1576 721">対象事業の種類</th> <th data-bbox="1576 657 1995 721">提出時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 721 1576 823">一から五まで（略）</td> <td data-bbox="1576 721 1995 823">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 823 1576 1353">六 ガス製造所の設置又は変更</td> <td data-bbox="1576 823 1995 1353">次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九条第一項の規定に基づく届出 (二)東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業の種類	提出時期	一から五まで（略）	（略）	六 ガス製造所の設置又は変更	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九条第一項の規定に基づく届出 (二)東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請
対象事業の種類	提出時期												
一から五まで（現行のとおり）	（現行のとおり）												
六 ガス製造所の設置又は変更	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第四条第一項の規定に基づく登録の申請、同法第七条第二項の規定に基づく変更登録の申請、同法第三十六条第一項若しくは第四十条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第四十一条第一項、第七十二条第一項若しくは第七項若しくは第八十六条第一項若しくは第三項の規												
対象事業の種類	提出時期												
一から五まで（略）	（略）												
六 ガス製造所の設置又は変更	次に掲げる行為のうち、いずれか早く行う行為の前 (一)ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第八条第一項の規定に基づく許可の申請又は同法第九条第一項の規定に基づく届出 (二)東京における自然の保護と回復に関する条例第四十七条第一項、第四十八条第一項又は第四十九条第一項の規定に基づく許可の申請												

	定に基づく届出 (二) 東京における自然の保護と 回復に関する条例第四十七 条第二項、第四十八条第二 項又は第四十九条第二項の 規定に基づく許可の申請
七から二十六まで (現行 のとおり)	(現行のとおり)

別表第九から別表第十二まで (現行のとおり)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (現行のとおり)

七から二十六まで (略)	(略)

別表第九から別表第十二まで (略)

別記第一号様式から第四十九号様式まで (略)